

令和5年度 中城村財政健全化判断比率の公表

【健全化判断比率・資金不足比率の公表内容の修正について】

この度、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、毎年報告が義務づけられている④将来負担比率について、誤りがあることが判明いたしましたので、修正し改めて公表いたします。今後、再発防止に向け、適切な対策を講じて参ります。なお、修正による決算への影響はありません。

【修正内容について】

①将来負担比率 137.1 → —

○健全化判断比率（修正後）

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.93 %	20.00 %
②連結実質赤字比率	—	19.93 %	30.00 %
③実質公債比率	5.4	25.00 %	35.00 %
④将来負担比率	—	350.00 %	

※①・②・④とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

○資金不足比率

会計区分	令和5年度	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.00 %	資金不足なし
下水道事業会計	—		資金不足なし
土地区画整理事業特別会計	—		資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

【用語解説】

実質赤字比率	一般会計等の赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	公企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率
標準財政規模	地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主です